

高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金 Q&A (令和5年9月8日)

【理美容業】

1 補助対象者について

Q1 理容業・美容業を営んでいます。複数の申請は可能ですか。また、どのように申請すればよいですか。

A1 補助額の範囲（10～100万円）であれば、一事業者が複数の店舗をまとめて申請していただくことは可能です。その場合、店舗毎に申請書類を作成していただく必要はありません。一式まとめてご申請ください。なお、図面等は店舗ごとに作成していただく必要があります。

Q2 自動車により理容（美容）業を行っています。補助対象設備を自動車に設置する場合は、申請することはできますか。また、固定店舗と自動車の両方について申請することはできますか。

A2 理容所（美容所）の確認証が発行されている自動車に付随する設備であれば、補助対象となりますが、自動車登録番号標に記載された地名表示が「高知」のもの（高知ナンバー）のみ認めます。対象金額内であれば、店舗と自動車をまとめて申請いただくことは可能です。その場合には、図面等は個別に作成してください。

Q3 エステを営んでいます。補助対象となりますか。

A3 保健所から理容所又は美容所の確認証を交付されておらず、エステのみを営んでいる場合は、補助対象になりません。

Q4 主たる事業は理容（美容）業ですが、その他の業種（飲食業、洗濯業、浴場業、製造・卸小売業、宿泊業、観光・体験業）の事業を営んでいます。複数事業をまとめて申請することはできますか。

A4 申請しようとする理容（美容）業の店舗にその他の業種の店舗等が併設している場合に限り、理美容業の補助対象メニュー（次頁表参照）の範囲内においてまとめて申請が可能です。なお、併設と認められない場合は補助対象となりません。

※その他の業種とは高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金の対象業種に限ります。

※併設については補助事業全般についてのQ&AのQ3及びQ4を参照してください。

Q5 理容所（美容所）を複数店舗営んでいます。まとめて申請することはできますか。

A5 対象金額内であれば、1つの事業者が複数の店舗をまとめて1つの申請書に記載いただくことは可能です。その場合は、図面等は個別に作成してください。

補助対象メニュー

業種	上限	下限	対象物品				
			照明設備	冷蔵・ 冷凍設備	洗濯・ 乾燥機	給湯器	ボイラー
飲食店業	100万	10万	○	○	×	×	×
理美容業	100万	10万	○	×	○	○	×
洗濯業	300万	50万	○	×	○	○	○
浴場業	300万	50万	○	×	○	○	○
製造 卸小売業	300万	50万	○	○	×	×	×
宿泊業 観光業 体験業	100万	10万	○	○	×	○	○

2 補助要件・補助対象事業について

Q 6 どのような設備が補助対象になりますか。

A 6 照明設備（LED 等）、洗濯機・乾燥機、給湯器です。

Q 7 補助対象金額はいくらですか。

A 7 10 万円～100 万円（消費税相当額除く）です。2/3 以内の補助となりますので、対象経費（税抜き）15 万円以上の設備・機器の更新から申請が可能です。